

9 港区保育利用調整基準

世帯の合計指数の高い方から入園を内定し、同一指数となった場合は 15 ページの優先順位をもとに調整します。

＜世帯指数の算定方法＞

$$\text{父 基準指数} + \text{母 基準指数} + \text{調整指数} = \text{その世帯の合計指数}$$

(注) ひとり親世帯の場合には、父又は母の基準指数に 20 を加算したのち、調整指数を加算して、その世帯の合計指数とします。

(1) 基準指数

番号	保護者の状況		基準指数	
	保育が必要な事由	細目		
1	就労	週 5 日以上の就労	1日8時間以上の就労を常態としていること	20
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態としていること	17
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態としていること	14
		週 4 日以上の就労	1日8時間以上の就労を常態としていること	17
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態としていること	14
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態としていること	11
		週 3 日以上の就労	1日8時間以上の就労を常態としていること	14
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態としていること	11
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態としていること	8
		上記に該当しないが、月48時間以上の就労を常態としていること		
	就労内定	週 5 日以上の就労内定	1日8時間以上の就労内定	14
			1日6時間以上8時間未満の就労内定	11
			1日4時間以上6時間未満の就労内定	8
		週 4 日以上の就労内定	1日8時間以上の就労内定	11
			1日6時間以上8時間未満の就労内定	8
			1日4時間以上6時間未満の就労内定	5
		週 3 日以上の就労内定	1日8時間以上の就労内定	8
1日6時間以上8時間未満の就労内定			5	
1日4時間以上6時間未満の就労内定			2	
上記に該当しないが、月48時間以上の就労内定			2	
2	出産	出産（出産予定日を含む月の2か月前から認定期間満了日まで）	12	
3	疾病	入院(入院内定者を含む)	22	
		居宅内療養	常時病臥、感染性疾患、重度の精神性疾患	20
			常時安静を要する	14
一般療養	11			
4	障害	身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級	20	
		身体障害者手帳3級、愛の手帳4度	14	
		身体障害者手帳4級	8	

5	介護・看護	週5日以上 の 介護・看護	1日8時間以上の介護・看護	17
			1日6時間以上8時間未満の介護・看護	14
			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	11
		週4日以上 の 介護・看護	1日8時間以上の介護・看護	14
			1日6時間以上8時間未満の介護・看護	11
			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	8
		週3日以上 の 介護・看護	1日8時間以上の介護・看護	11
			1日6時間以上8時間未満の介護・看護	8
			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	5
6	求職	求職活動のため、外出を常態としていること		2
7	就学	週5日以上 の 就学	1日8時間以上の就学	17
			1日6時間以上8時間未満の就学	14
			1日4時間以上6時間未満の就学	11
		週4日以上 の 就学	1日8時間以上の就学	14
			1日6時間以上8時間未満の就学	11
			1日4時間以上6時間未満の就学	8
	就学 内定	週5日以上 の 就学内定	1日8時間以上の就学内定	11
			1日6時間以上8時間未満の就学内定	8
			1日4時間以上6時間未満の就学内定	5
		週4日以上 の 就学内定	1日8時間以上の就学内定	8
			1日6時間以上8時間未満の就学内定	5
			1日4時間以上6時間未満の就学内定	2
8	災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のための保育に当たれない場合		20
9	その他	前各号に掲げるもののほか、児童福祉の観点から社会的な養護が必要な場合など、明らかに保育が必要と認められる場合		2～22

《注意事項》

- ① 基準指数は、保護者の保育の必要な事由により決定します。
- ② 事由が2つ以上ある方は、指数が最も高い事由のみで判断します。
- ③ 研修医等は就労とみなします。
- ④ 基準指数は、常態としている日数や時間で判断します。
週によって日数が少ない、日によって時間が短い場合は、少ない日数、短い時間で判断します。
- ⑤ 保護者が保育をできない時間で判断するため、就労時間は休憩時間を含めた時間で判断します。
ただし、居宅内就労の場合は実労働時間とし、休憩時間を含みません。
- ⑥ 産前産後休業又は育児休業からの復職予定での申請の場合、事由は就労となります。
- ⑦ 産前産後休業、育児休業取得前と復職後の勤務日数、時間に変更がない場合は休業取得前の勤務時間で判断します。
- ⑧ 復職後に育児短時間勤務制度により1日6時間以上の勤務または1日2時間までの勤務時間を短縮する場合は、正規の勤務時間で判断します。1日の勤務時間が6時間を下回る育児短時間勤務をする場合や勤務時間を変更する場合は、実際の勤務時間で判断します。
- ⑨ 入園後に勤務日数、勤務時間を増やす場合、増やす前の勤務状態で基準指数を判断します。
- ⑩ 勤務日数、勤務時間を減らす場合、減らした後の勤務状態で判断します。なお、入園内定後であっても申請時に提出された勤務状況と異なる勤務であった場合は、内定が取消しになる場合があります。